

船舶事故等調査報告書

平成25年5月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012横第156号
事故等種類	衝突
発生日時	平成24年8月26日 17時27分ごろ
発生場所	愛知県田原市立馬埼北方沖 立馬埼灯台から真方位320° 1,400m付近 (概位 北緯34° 40.2′ 東経137° 03.6′)
事故等調査の経過	平成24年9月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 <small>ローズ アイランド</small> ROSE ISLAND（カンボジア王国籍）、1,175トン 8505202（IMO番号）、Jin Xin Shipping Co Ltd. B 漁船 <small>こうゆう</small> 康友丸、7.9トン AC2-4178（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長A（中華人民共和国籍）、免状不詳 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 右舷側中央部外板に擦過傷 B 船首部ブルワークに凹損
事故等の経過	A船は、船長Aほか9人が乗り組み、千葉県千葉港から中国に向けて航行中、荒天避泊するため、愛知県三河湾に入航した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、針路約310°（真方位、以下同じ。）で小型底引き網漁を操業して航行中、船長Bが、船尾甲板上で漁獲物の選別作業をしており、前方のA船に気付かずに接近し、平成24年8月26日17時27分ごろ、立馬埼灯台から320° 1,400m付近において、B船の船首とA船の右舷中央部外板が衝突した。 B船は、航行に支障がなかったので操業を続け、A船は、衝突した相手漁船が分からなかったため、海上保安庁に事故を報告した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2 海象：潮汐 下げ潮の中央期、波高 約0.5m
その他の事項	船長Bは、衝突前にA船の汽笛による注意喚起信号を聞かなかった。 A船は、衝突後、B船の安全を確認せずにB船から離れた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与	A 不明、B あり A なし、B なし

<p>気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし</p> <p>A 船は、立馬埼北方沖を航行中、操業して航行中のB船と衝突したものと考えられるが、船長Aから情報が得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>B 船は、立馬埼北方沖において、北西進して小型底引き網漁を操業中、船長Bが、船尾甲板上で漁獲物の選別作業をしており、見張りを行っていなかったことから、前方のA船に接近し、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、立馬埼北方沖において、A船が航行中、B船が操業して航行中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時、見張りを適切に行うこと。 ・ 汽笛による注意喚起信号を有効に使うこと。